

食品冷凍技士規程

昭和41年 9月22日 常務理事会決定
昭和44年12月17日 常務理事会にて一部改正決定
平成9年 4月25日 常務理事会にて一部改正決定
平成13年10月23日 常務理事会にて一部改正決定

(目的)

第1条 この規程は低温に係わる食品の研究、開発、加工、製造、保管ならびに輸送、流通の業務ならびに教育等のそれらの関連業務に従事する技術者に所定の資格を与えて、その技術の向上を図るとともに適正な機器保全により能率を増進し、低温食品の製造、品質保持の不備に起因する損失ならびに食中毒等公衆衛生上の危害、事故の発生を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 食品冷凍技士とは公益社団法人日本冷凍空調学会（以下 本学会 と称す）の名誉会員、特別会員、第2種正会員であって、第3条による食品冷凍技士としての資格を得た者をいう。

(資格の取得・登録)

第3条 本学会が第6条の規程により施行する食品冷凍技士資格検定に合格し、別に定める登録手数料を納付することにより本学会会長がその資格を認証し、登録する。

(資格の喪失と復活)

第4条 1. 食品冷凍技士が本学会の名誉会員、特別会員、第2種正会員の資格を失ったときは食品冷凍技士の資格を失う。
2. 食品冷凍技士がその任務に反する行為をしたときは、本学会は常務理事会の決議に基づき戒告を与えまたは資格を取消することができる。
3. 食品冷凍技士で資格を喪失した者が細則に定める手続きをした場合、資格を復活、再登録することができる。

(受験資格)

第5条 次の各項目のいずれかに該当する者は食品冷凍技士資格検定試験を受けることができる。
1. 第1条に掲げる業務に関する経験(以下 実務経験 と称す)が通算1年以上になる者であって学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校において食品に関する課程を修めて卒業した者、またはこれと同等以上の学力を有する者。
2. 実務経験が通算3年以上になる者で学歴を問わない。

(資格の検定)

第6条 食品冷凍技士の資格検定試験は、第1条に掲げる業務を行うに必要な専門技術およびその応用能力を有することを判定するを目的とし、細則に定める試験科目につき毎年1回以上行う。

(任務)

第7条 食品冷凍技士は、その学識と実務経験に基づき、第1条に掲げる業務を誠実かつ適正に行わなければならない。

(食品冷凍技士考査委員会)

第8条 1. 第6条に定める資格の検定に関する事項を処理するために、食品冷凍技士考査委員会（以下 考査委員会 と称す）を設置する。
2. 委員長は常務理事会の議を経て、会長が委嘱する。委員長は会務を主宰する。
3. 必要ある場合は、委員長は副委員長を選考し、常務理事会の議を経て会長が委嘱する。委員長が事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
4. 考査委員会は委員15名以内をもって組織し、委員は学識経験者のうちから会長が委嘱する。
5. 考査委員会委員の任期は2年とする。本委員は再任を妨げない。

食品冷凍技士規程細則

昭和41年	9月22日	常務理事会決定
昭和44年	5月29日	常務理事会一部改正決定
昭和49年	10月24日	常務理事会一部改正決定
昭和50年	12月19日	常務理事会一部改正決定
昭和52年	10月28日	常務理事会一部改正決定
平成元年	10月13日	常務理事会一部改正決定
平成9年	4月25日	常務理事会一部改正決定
平成13年	10月23日	常務理事会一部改正決定
平成24年	4月20日	常務理事会一部改正決定

(検定試験及び登録)

第1条 1. 食品冷凍技士検定試験科目は次の通りとする。

但しその他についてはその都度本学会誌等に発表する。

- イ. 学識 食品化学、食品衛生、食品冷凍の概念、凍結装置の性能、品質管理、その他
 - ロ. 技術 農産物、畜産物、水産物等の冷蔵と凍結、低温食品の製造、規格基準、検査、その他
2. 食品冷凍技士の検定試験を受けようとする者は、食品冷凍技士考査委員会（以下 考査委員会 と称す）の定める書類に手数料10,000円を添えて規定の日までに、公益社団法人日本冷凍空調学会（以下 本学会 と称す）へ申請しなければならない。
3. 食品冷凍技士規程第5条にいう実務経験とは、規程第1条の低温に係わる食品の研究、開発、製造、加工、保管ならびに輸送、流通の業務ならびに教育等のそれらの関連業務に従事することをいう。ただし、単なる技術補助者、作業者としての経験、庶務会計等の事務に関する経験は含まないものとする。
4. 考査委員会は受験者に対し規程第5条に定める受験資格の査定ならびに規程第6条の資格検定試験を行う。
5. 食品冷凍技士の検定試験を受けるに必要な事項は、前もって本学会誌等に告示する。
6. 規程第3条に定める登録手数料は7,000円とする。
7. 検定試験に合格した者は、合格発表後3年以内に登録手続きをしなければ資格の認証、登録の権利を失う。

(資格復活と再登録)

第2条 規程第4条により食品冷凍技士の資格を喪失した者が、資格喪失後5年以内に第2種正会員の入会手続きをした場合、再登録手数料20,000円を支払い、常務理事会の審議を経ることによりその資格を復活できる。

(食品冷凍技士考査委員会)

- 第3条 1. 食品冷凍技士の検定試験を議する委員会は委員の5分の3以上の出席がなければならない。
2. 考査委員会は、食品冷凍技士の検定試験の実務を、食品冷凍技士試験分科会に委嘱することができる。